

優秀賞 「排他的経済水域の開発等の進展に伴う抵触規則の整備の提案」

大西 徳二郎・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程民事法学専攻

1.はじめに

平成 19 年に制定された海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）は、基本的施策の 1 つとして、第 19 条において「排他的経済水域等の開発等の推進」を掲げる。そして、この海洋基本法に基づき、平成 20 年 3 月に閣議決定された 1 回目の海洋基本計画、および昨年 4 月に閣議決定された 2 回目の海洋基本計画においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「排他的経済水域等の開発等の推進」に関する取り組みの具体的方向性が示されている。この施策と「海洋資源の開発及び利用の推進」（海洋基本法第 17 条）という施策が相俟り、排他的経済水域等の開発等は今後、進展することが予想される。私は、その中での排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）の開発等に着眼し、そこで今後必要性が増すと思われる法制度について、新旧海洋基本計画の中ではまだ意識されているとは思わない、国際私法の観点からの立法政策を提言したい。

2.問題の所在と現状

上述のように、海洋基本法および海洋基本計画に基づき、今後、資源やエネルギーの開発によって、EEZ の利用が現在よりも盛んになることが予想される。その場合、EEZ の利用増加と比例する形で、EEZ 上で発生する問題も増加していくことは想像に難くない。むしろ、そこには民事上の問題も含まれる。例えば、現在でも EEZ 上で船舶同士が衝突する事件は起こることだが、今後、EEZ の利用進展に伴い、EEZ 上に掘削施設や発電設備等が多く設置されるようになると、これらに船舶が衝突したり、これらの施設内で火災や喧嘩など何らかの問題が発生することは大いにあり得ることである。そこで、この生じた問題が当事者間の紛争にまで発展し、法律問題として我が国の裁判所で争われることになった場合に、問題は顕在化する。

すなわち、EEZ は我が国の「領海」ではないため、そこで生じる民事上の法律関係は、基本的には渉外的法律関係にあたるといえる。その場合、両当事者または一方当事者が外国人であればもちろんのこと、両当事者が日本人であったとしても、我が国の EEZ 上で発生した事件であるからといって、当然に日本法が適用され、判断がなされるわけではない。この場合、裁判所は、日本法が適用されるのか、はたまた別の国の法が適用されるのかを、国際私法の問題としてまずは解決する必要があるのである。この、準拠法の特定という国際私法の問題について、我が国では、一般法として「法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）」（以下、「通則法」という。）を制定している。しかし、EEZ は特定国の私法上の法域に属さないため、目的物所在地法（通則法第 13 条）や不法行為地法（同第 17 条）が準拠法となる場合にこれらが存在しないという、通則法の一般則では解決困難な場合が生じる。そして、EEZ 上や公海上、そして極地といったような特定国の私法上の法域に属さない場所で生じた事件について、国際私法上の問題を解決する明文規定は、この通則法にも、また特別法としても現在存在していない。そこに問題が存するのである。

EEZ 上で民事上の法律関係が生じる事態は、上述した船舶同士の衝突のように、現在でもすでに存在している。明文規定が存在しない現今においては、現在ある条文の解釈¹や類推適用²、そして条理³に基づいて準拠法の特定がなされることになる。しかし、これらの点につき、いまだ最高裁判例も存在しないため、裁判所によりその判断は分かれることになるのである。したがって、紛争の当事者、すなわち EEZ の開発等に携わる者からすれば、民事上の紛争に関し、準拠法の予測可能性を欠くというのが現状である。

3.提言

そこで、私は、EEZ上で生じた渉外的法律関係の準拠法を特定する抵触規則を設けるべきことを立法政策として提案したい。なぜなら、上述のように、我が国のEEZ上で生じた事件につき、我が国の裁判所で訴訟を行うにおいて、EEZの開発等に携わる事業者や個人は、抵触規則の未整備により、現在は法的に不安定な状態に置かれており、これは、EEZでの開発を産業化・商業化していくに際して、事業者の参入への妨げ、もしくはすでに参入した事業者の事業運営の足枷になると思われるからである。すなわち、民間事業者が安心して開発に参入し、事業を運営していくためには、公法上の規制だけではなく、私法上の問題に適用される法についてもある程度予測可能性があることが必要だからである。また、本稿ではEEZに関わる点のみを述べてきたが、海事国際私法の明文化については明治以来、意識されてきた⁴。それにもかかわらず、その必要性の低さと議論の不十分さを理由に、例えば平成18年の法例から通則法への改正時においても、明文規定の設置は見送られた⁵。しかし、今後、海洋基本法および海洋基本計画により海洋の開発が進むと、海事国際私法も新たな局面に直面するはずである。よって、海事国際私法全体の議論も行い、全体として規定を設けることも検討されてよいといい得る。それは、EEZの開発等に携わる事業者のさらなる法的安定につながるものであろう。くわえて、我が国で進む法整備は専ら公法にのみ目が向けられ、EEZ内での私法上の問題に関しては、少なくとも、念頭にある様子は窺われない。とはいえ、今後EEZの開発が進めば、私法上の問題の発生も増加し、EEZ内で生じる民事上の問題に対する対応についても、検討する必要性はもはや否定できなくなると思われる。

4.おわりに

抵触規則の整備は、事業者が安心して事業を行うという観点から重要であり、民事上の問題にも配慮することは「海洋の総合的管理」という海洋基本法の理念（第6条）にも沿うものと思われる。現在、他国がそのような取り組みをしているかまで筆者は把握をしていないが、もし行っているのであれば他国に遅れることなく、また行っていないのであれば他国に先駆けた先進的な取り組みとして、ぜひ検討すべきである。そして、抵触規則を設けること自体も重要であるが、次に、それをどのような内容として規定するのか。つまり、どこの国の法へ送致するのかという規定の内容も非常に重要な問題であることに留意が必要である。ここで設けられる抵触規則の内容を、例えば我が国のEEZ上の事件については日本法へ送致する内容とするのか、または最密接関係地法を採求するのか等により、我が国の海洋への戦略にも少なからず影響をあたえるものと思われる。

以上

¹ 法例時代の文献であるが、道垣内正人「海事国際私法」落合誠一＝江頭憲治郎編集代表『海法大系』（商事法務、2003年）671-674頁。

² 公海上で生じた不法行為につき、横山潤『国際私法』（三省堂、2012年）209頁。

³ 事案自体は法例時代のものであるが、東京高判平成25年2月28日判時2181号（2013年）3頁。

⁴ 『民法商法修正案理由書 博文館蔵版』（博文館、1898年）所収の「法例修正案理由書」4頁を参照。

⁵ 法務省民事局参事官室「国際私法の現代化に関する要綱中間試案補足説明（平成17年3月29日）」別冊NBL編集部編『法の適用に関する通則法関係資料と解説』（別冊NBL110号）（商事法務、2006年）236-242頁を参照。